

コンプライアンス体制について・金融ADR制度への対応

◆コンプライアンス体制について

ー法令等遵守についてー

当金庫は、お客様は勿論のこと、地域社会から高い信頼を得るため、経営の自己責任と公共的使命を踏まえ、法令及び庫内規程はもとより、社会規範や倫理に適った行動を理念として業務運営に努めております。

ー行動基準ー

当金庫は、法令等遵守のため、次のコンプライアンス基本方針のもと、コンプライアンス規程を定め、行動の基準としております。

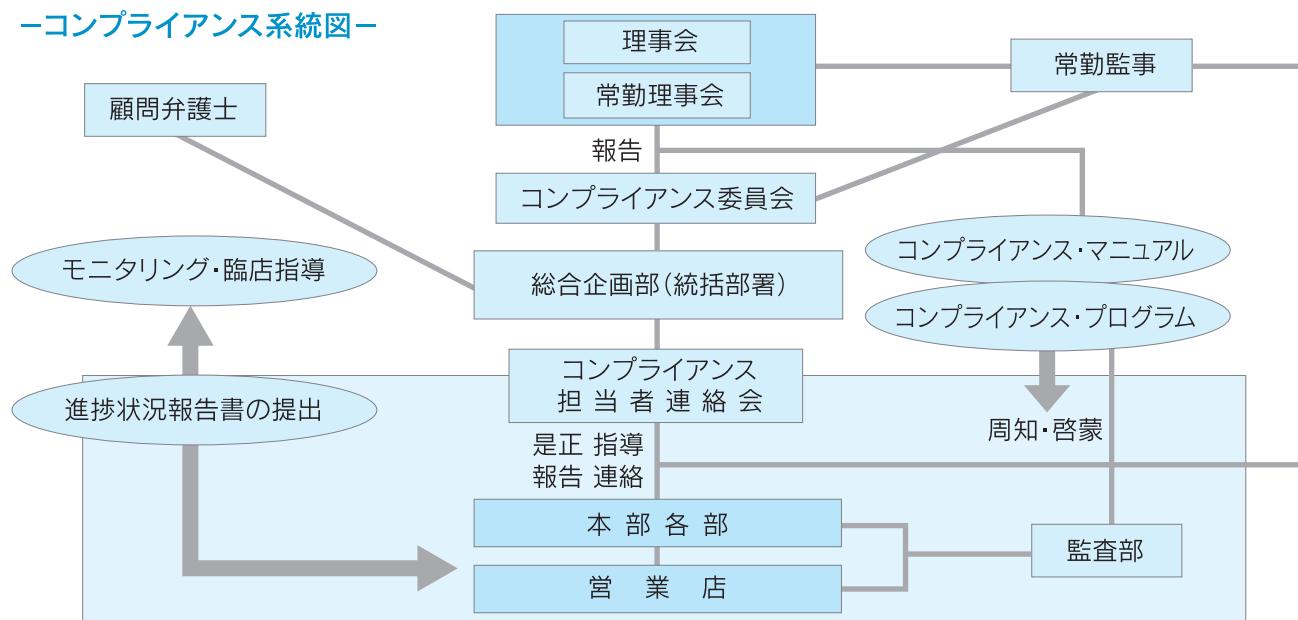
コンプライアンス基本方針

- ① 私たちは、社会的責任と公共的使命を自覚し、健全な企業活動に努めます。
- ② 私たちは、法令等を遵守し、公正な業務運営に努めます。
- ③ 私たちは、反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で対応します。

ーコンプライアンスの推進ー

当金庫は、コンプライアンスの実践のため、年度プログラムを策定するとともに、実行状況を分析・評価し、業務に反映させております。また、全役職員にコンプライアンス研修を計画的に履修させるほか、具体的行動手引書（コンプライアンス・マニュアル）を配付し、法令等遵守に努めております。

ーコンプライアンス系統図ー



◆金融ADR制度への対応

[苦情処理措置]

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しております。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は35ページ参照）または総合企画部（電話：025-543-3184）にお申し出ください。

[紛争解決措置]

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記総合企画部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）ならびに新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総合企画部」にお尋ねください。